

目 次

第一章 総 則						
第一条 目的						
第二条 定義						
第二条の二 農地について権利を有する者の責務	27	6	3	3	3	
第二章 権利移動及び転用の制限等						
第三条 農地又は採草放牧地の権利移動の制限						
第三条の二 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等						
第三条の三 農地又は採草放牧地についての権利取得の届出						
第四条 農地の転用の制限						
第五条 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限						
第六条 農地所有適格法人の報告等						
第六条の二 農地所有適格法人以外の者の報告等						
第七条 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合における買取						
第八条 農業委員会の関係書類の送付	207	200	198	191	179	95
							93
							88
							30
							29

第九条 買収令書の交付及び総覽	209
第十条 対価	211
第十一条 効果	214
第十二条 附帯施設の買収	216
第十三条 登記の特例	219
第十四条 立入調査	223
第十五条 承継人に対する効力	225
第三章 利用関係の調整等	227
第十六条 農地又は採草放牧地の賃貸借の対抗力	227
第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借の更新	229
第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限	231
第十九条 削除	242
第二十条 借賃等の増額又は減額の請求権	246
第二十一条 契約の文書化	250
第二十二条 強制競売及び競売の特例	254
第二十三条 公売の特例	256
第二十四条 農業委員会への通知	257
第二十五条 農業委員会による和解の仲介	257

第二十六条 小作主事の意見聴取	262
第二十七条 仲介委員の任務	263
第二十八条 都道府県知事による和解の仲介	264
第二十九条 政令への委任	265
第四章 遊休農地に関する措置	
第三十条 利用状況調査	267
第三十一条 農業委員会に対する申出	269
第三十二条 利用意向調査	272
第三十三条	274
第三十四条 農地の利用関係の調整	281
第三十五条 農地中間管理機構による協議の申入れ	284
第三十六条 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告	285
第三十七条 裁定の申請	289
第三十八条 意見書の提出	290
第三十九条 裁定	292
第四十条 裁定の効果等	295
第四十一条 所有者等を確知することができない場合における農地の利用	298
第四十二条 措置命令	303

第五章 雜 則

第四十三条 農作物栽培高度化施設に関する特例	311
第四十四条 買収した土地、立木等の管理	312
第四十五条 売払い	313
第四十六条 売払い	314
第四十七条 立入調査	315
第四十八条 公簿の閲覧等	316
第四十九条 報告	317
第五十条 報告	318
第五十一条 違反転用に対する処分	319
第五十二条 農地に関する情報の利用等	320
第五十三条 情報の提供等	321
第五十二条の二 農地台帳の作成	322
第五十二条の三 農地台帳及び農地に関する地図の公表	323
第五十二条の四 違反転用に対する措置の要請	324
第五十三条 不服申立て	325
第五十四条 削除	326
第五十五条 対価等の額の増減の訴え	327
第五十六条 土地の面積	328

第五十七条	換地予定地に相当する従前の土地の指定	394
第五十八条	指示及び代行	396
第五十九条	是正の要求の方式	397
第五十九条の二	大都市の特例	397
第六十条	農業委員会に関する特例	397
第六十一条	特別区等の特例	397
第六十二条	権限の委任	397
第六十三条	事務の区分	405
第六十三条の二	運用上の配慮	405
第六章 罰則		
第六十四条		419
第六十五条		421
第六十六条		422
第六十七条		423
第六十八条		423
第六十九条		424
		425

附 則（抄）

施行期日

農林水産大臣に対する協議

附 則〔平成二一年六月一四日法律第五十七号〕（抄）	427
附 則〔平成二三年八月三十日法律第一百五号〕（抄）	427
附 則〔平成二五年一二月一三日法律第一百一号〕（抄）	430
附 則〔平成二六年六月一三日法律第六十九号〕	430
附 則〔平成二七年六月一六日法律第五十号〕（抄）	431
附 則〔平成二七年九月四日法律第六十三号〕（抄）	431
附 則〔平成二九年六月一日法律第四十五号〕	432
附 則〔平成二九年六月一日法律第四十八号〕（抄）	432
附 則〔平成三〇年五月一八日法律第二十三号〕（抄）	433
附 則〔令和元年五月一四日法律第十二号〕（抄）	434
附 則〔令和四年五月二七日法律第五十六号〕（抄）	435
I 戰前の農地制度	436
II 戰時の農地制度	438
農地制度の変遷	439

参 考

III 戦後の農地制度

農地法施行令
農地法施行規則

471 452 451 440

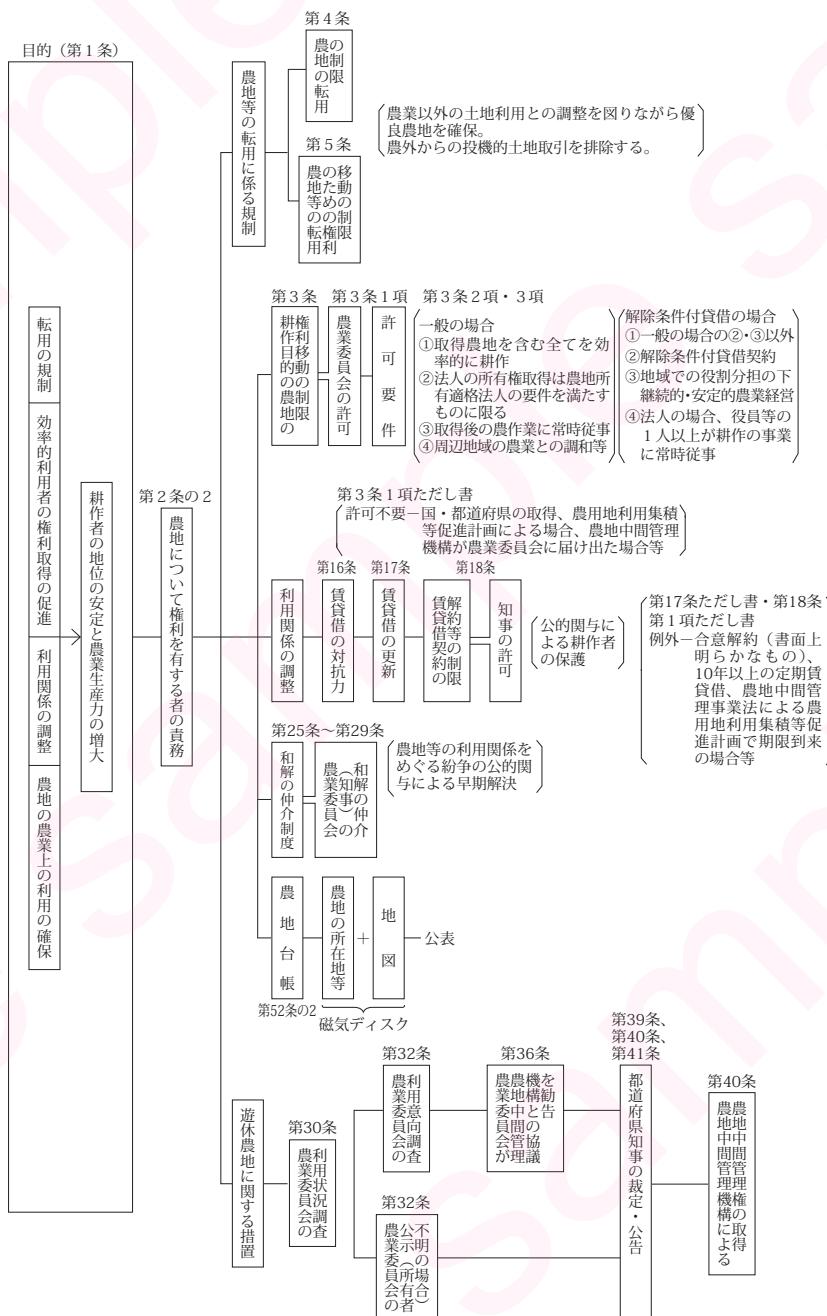
農 地 法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

最終改正令和四年五月二十七日令和四年法律第五十六号

農地は、例えば工場の敷地等とは異なり、それ自体が生産力を持つものであり、農業における重要な生産基盤であるとともに国民のための限られた資源であり、かつ、地域の貴重な資源でもある。特に、我が国のように、国土が狭く、かつ、その三分の二は森林が占めるという自然条件の中で、食料の安定的な供給を図るために、優良な農地を確保するとともに、それを最大限効率的に利用する必要がある。

このような観点から、農地法は、耕作者の地位の安定と国内農業生産の増大を図ることを目的として、次のような仕組みをとっている。

農地法の仕組み



第一章 総 則

本章では、第一条でまず農地法の目的を規定している。目的では、これまで「農地はその耕作者・みずから所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、……」としていたものを、平成二十一年に「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、……」に改正している。

次に、第二条で農地法で用いる「農地」「採草放牧地」「世帯員等」（住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の一親等内の親族）及び法人で所有権又は賃借権等の使用及び収益を目的とする権利の取得が認められる「農地所有適格法人」について『定義』している。

また、第二条の二で『農地の権利を有する者の責務』として、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するよう規定している。

（目的）

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、か